

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月20日

独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職理事 佐野 郁夫

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

「地球環境基金便り第42号」の印刷製本・発送業務

#### (2) 仕様等

仕様書のとおり

#### (3) 期間

契約締結の日～平成29年3月17日

#### (4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金部基金管理課

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 入札者に必要な資格に関する事項

#### (1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

#### (2) 平成28・29・30年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」の「その他の印刷類」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加

資格を有するものであること。

(3) 入札説明書、契約書(案)、仕様書及び本件入札に必要なその他の書類(以下「入札説明書等」という。)の交付を受けた者であること。

※本公告だけでは参加できませんのでご注意ください。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者の義務

2. (2)の資格審査結果通知書の写しを平成29年1月16日(月曜日)17時00分までに提出すること。

### 4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部基金管理課

e-mail c-kikinkanri@erca.go.jp

電話 044-520-9606 FAX 044-520-2192

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から平成29年1月13日(金曜日)の17時00分までの平日の10時00分~17時00分の時間帯(但し、12時00分~13時00分は除く)とする。

なお、電子メールによる入札説明書等の交付を受けようとする時は、平成29年1月13日(金曜日)の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。その後、機構から入札説明書等一式のデータを交付する。

<必要事項>

メール件名:【入札説明書等希望】「地球環境基金便り第42号」の印刷製本・発送業務

本文: ①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

メールを送受信する環境が無い場合には、平成29年1月13日(金曜日)までの平日の10時00分~17時00分の時間帯(但し、12時00分~13時00分は除く)に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。その後、機構からFAXもしくは郵送で入札説明書等一式を交付する。

## 5. 入札及び開札の日時及び場所

平成29年1月17日（火曜日）11時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー  
独立行政法人環境再生保全機構 8階 第3会議室

※ただし、郵送する場合には上記日時の前日までに当機構に必着。書留郵便等の配達  
の記録が残るものに限る。

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階  
独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部基金管理課  
電 話 044-520-9606 F A X 044-520-2192

## 6. その他

### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金に関する事項

免除する。

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行し  
なかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの  
を落札者とする。

### (6) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約情報の公表について

### (1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表す  
る。

### (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針  
(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と  
契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につ  
いて、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで  
公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、  
応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたし

ます。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(注) 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

2) 当機構との間の取引高

3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日  
細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争、指名競争及び随意契約(以下「一般競争等」という。)に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

# 仕 様 書

業務名：「地球環境基金便り第 42 号」の印刷製本・発送業務（エコメール加工作業を含む）

## 1. 印刷製本業務

### (1) 業務内容

- ① 「地球環境基金便り第 42 号」本体の印刷製本：39,000 部  
A4 判 16 頁（表紙・裏表紙を含む）・両面カラー印刷・中綴じ製本。  
（版下データ形式）Adobe InDesign（作業マシン:windows）  
※PDF 入稿（完全データ）  
（紙質）【表紙・裏表紙】コート再生紙 A 判：86.5kg（菊判：93.5kg）  
【本文】コート再生紙 A 判：57.5kg（菊判：62.5kg）
- ② 払込取扱票、アンケートはがきの印刷作成（レイアウト作業を含む）：39,000 枚  
原稿は独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）から提供。  
単色両面印刷、本体 p 14・15（見開きページ）下にミシン目入りの糊付け。  
（紙質）【払込取扱票】上質再生紙 四六判：70kg  
【アンケートはがき】上質再生紙 四六判：135kg
- ③ 送付状の印刷：8,117 枚  
送付状 a（6,517 枚）、送付状 b、c（1,600 枚）ともに A4 単色片面印刷。  
いずれも再生紙を使用する。

### (2) 業務実施条件

- ① 用紙について  
「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた用紙を使用する。（リサイクル適正 A ランク該当）  
※【参考】グリーン購入について（環境省ホームページ）  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/>
- ② インクについて  
前①と同様にグリーン購入法に基づき、植物由来の油を含有したインクを使用する。
- ③ 校正について
  - ・基金便り本体は、色校正（本紙校正）を 2 回行う。（最終校正については、機構と請負者、基金便りの制作委託先である広告社株式会社で行う。）
  - ・アンケートはがきは本紙校正を、払込取扱票、送付状は、文字校正をそれぞれ 1 回行う。

## 2. 発送業務

### (1) 業務内容

- ①送付状及び地球環境基金便りの封入・梱包
- ②発送（発送先及びその部数内訳は別紙の送付先一覧のとおり）

### (2) 業務実施条件

#### ①発送について

##### 1) 封入・梱包の方法

エコメール加工やその他の梱包等に必要な資材は、次のイ. の場合に使用する角 2 封筒を除きすべて請負業者が調達すること。

##### ア. 1 部の場合

封筒を使用せず、宛名ラベルと封緘テープ（共に再剥離タイプ）を直接冊子に貼り付ける環境に配慮した簡易包装（エコメール※）とする。

##### イ. 3 部、10 部の場合

機構が提供する指定の角 2 封筒を使用する。

##### ウ. 20 部、30 部の場合

角 2 封筒（マチ付き）を使用する。

##### エ. 100 部以上の場合

ダンボールを使用する。

200 部の場合、100 部ごとにクラフト紙で包み紐かけし、1 箱 200 部で梱包する。

##### 2) 送付状の封入方法

別紙の送付先一覧を参照し、a、b、c（宛名入り）のうち該当する送付状を以下のよう封入すること。

##### ア. 1 部の場合

基金便りの P2～3 の間に差し込む。

##### イ. 2 部以上の場合

1 梱包につき 1 枚の送付状を添える。

##### 3) 送付先ラベル等について

##### ア. 1 部の場合

再剥離タイプの宛名ラベルを使用する。

※ラベル貼付位置の指定あり。

##### イ. 3 部、10 部、20 部、30 部の場合

宛名ラベルを使用するか、封筒へ直接印字する。

##### ウ. 100 部以上の場合

宅配業者の発送伝票を使用する。

#### ②納品について

- 1) 100 部ごとにクラフト紙で包み、1 箱 200 部で梱包。
- 2) 平成 29 年 3 月 1 日（水）までに次の 2 箇所へ納品する。

・機構 地球環境基金部：1,731 部

・機構外部倉庫：6,000 部

〔納品先〕 〒279-0032 千葉県浦安市千鳥 12-13 (tel.047-390-8511)

八光社梱包運輸株式会社 舞浜物流センター

地球環境基金ご担当者様宛

※備考欄に「地球環境基金便り第 42 号」6,000 部在中と記載。

3) 発送業務完了後の基金便りの残部については外部倉庫へ送付、角 2 封筒の残部については機構地球環境基金部へ送付する。

### ③その他

- 1) 発送先の電子データについては、個人情報保護のため、漏えい等の無いよう厳重に取り扱うこと。
- 2) 業務実施期間中に宛先不明等で返送された分については、リスト（電子データ）を作成し、 発送物を整理の上、まとめて機構地球環境基金部へ送付すること。リストには、配達先区分、住所、返送原因（転居先不明、受取拒否等）について明記すること。
- 3) 本業務実施に当っては、梱包資材や緩衝材等の使用を必要最低限にとどめるなど、業務全般において、可能な限り環境負荷の低減に資するよう努めること。

## 3. 各業務に共通する実施条件

- (1) 印刷物の制作上で発生した著作権及びDTPデータ等の所有権は機構に帰属するものとする。
- (2) 納品時に、使用用紙銘柄等を記載した別添 1 の「資材確認票」と別添 2 の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (3) 使用する資材のランクに応じて個々の印刷物にリサイクル適性（原則、「リサイクル適性A」。）を印刷表示すること。
- (4) 本業務に必要な物品等の調達に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、最新の基本方針に沿い、あらゆる分野の環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこと。  
(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)
- (5) この仕様に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と受注者との間で協議して定めるものとする。

## 4. データ等の引渡し

以下のデータについて、機構から平成 29 年 1 月 25 日（水）に提供予定

- ・地球環境基金便り本体版下データ
- ・発送先リスト
- ・払込取扱票原稿

- ・アンケートはがき版下
- ・送付状 (a、b、c)
- ・角 2 封筒

## 5. 業務実施期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 17 日（金）

※ただし、印刷製本業務については、平成 29 年 3 月 1 日（水）午前までに業務を完了すること。

また、発送業務については平成 29 年 3 月 7 日（火）に一斉に発送し、返送分のリストを実施期間内に提出すること。

## 6. 支払い条件

業務完了後の一括払い

## 7. 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者（請負者を含む。）は、契約書第 2 条に規定する契約業務の範囲で個人情報（特定の個人を識別できる情報を言う。）を取得する場合には、機構の指示に従うものとする。
- (2) 受託者（請負者を含む。）は、業務の履行により取得した個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者（請負者を含む。）は、業務の履行により取得した個人情報については、業務の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は改変が必要な場合には、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。
- (4) 受託者（請負者を含む。）は、業務の履行により取得した個人情報については、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、必要な措置の細目については、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。
- (5) 受託者（請負者を含む。）は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には速やかに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。
- (6) 業務が終了したときは、受託者（請負者を含む。）は、速やかに当該個人情報を復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄し、その旨を書面により機構に報告するものとする。
- (7) 機構は、個人情報の管理の状況について、必要に応じ、受託者（請負者を含む。）に事前に通知し、受託者（請負者を含む。）を年 1 回以上の検査をすることができる。
- (8) 受託者（請負者を含む。）において、機構の承認を得て業務の一部を再委託する場合には、再委託先（再請負先を含む。）において(1)から(6)の措置を遵守させるものとする。また、受託者（請負者を含む。）は、再委託先（再請負先を含む。）における個人情報の管理の状況について、必要に応じて、年 1 回以上の定期的検査等を行うものとする。た

だし、機構が直接行う場合は、不要とする。

(別紙)

## 「地球環境基金便り第42号」送付先一覧

配布先	件数	送付部数	計	梱包	送付状		
自治体等	1,661	1	1,661	エコメール	a		
図書館	1,624	1	1,624				
社会貢献企業	433	1	433				
金融機関	22	1	22				
新聞社	89	1	89				
環境関連学科設置大学(大学・専門学校)	258	1	258				
助成財団	21	1	21				
業界団体	19	1	19				
地域国際化協会	55	1	55				
環境カウンセラー協議会	47	1	47				
全国中小企業団体中央会(全中連)	47	1	47				
全国商工団体連合会(全商連)	45	1	45				
広報誌希望者	204	1	204				
基金カード会員(UCカード、JFJ、NICOS、三井住友)	151	1	151				
運営・助成・評価委員(委員)	33	1	33				
基金OB(OB)	19	1	19				
海外派遣研修生	9	1	9				
マスコミ(テレビ198・ラジオ局65・新聞社36・出版社87)	386	1	386				
社会貢献企業(日経新聞掲載)	108	1	108				
助成団体(H28年度)	221	1	221				
エネルギー環境見学施設①	420	1	420				
募金箱設置者	358	1	358				
寄付者(H26.12~H28.11)	287	1	287				
<b>送付部数1冊</b>	6,517		6,517				
環境省関係機関	29	3	87			角2封筒	b
省庁	9	3	27				
都立中央図書館	1	3	3				
<b>送付部数3冊</b>	39		117				
NPOセンター	290	10	2,900	角2封筒	b		
エネルギー環境見学施設②	256	10	2,560				
温暖化防止センター	46	10	460				
環境学習施設	147	10	1,470				
環境省直営ビジターセンター(ビジターセンター)	41	10	410				
関東急スポーツオアシス(本社+34店舗)	35	10	350				
社会福祉協議会	57	10	570				
<b>送付部数10冊</b>	872		8,720				
商工会議所	514	20	10,280	角2封筒 (マチ付き)	b		
<b>送付部数20冊</b>	514		10,280				
<b>国民宿舎</b>	100	30冊99件+5冊	2,975	角2封筒 (マチ付き)	c(宛名入り)		
休暇村	36	30	1,080				
環境学習拠点施設等	36	30	1,080				
<b>送付部数30冊</b>	172		5,135				
国民公園協会(京都御苑)	1	100	100	ダンボール	c(宛名入り)		
<b>送付部数100冊</b>	1		100				
国民公園協会(本部:皇居外苑、新宿御苑)	2	200	400	ダンボール	c(宛名入り)		
<b>送付部数200冊</b>	2		400				
<b>小計(A 発送分)</b>	8,117		31,269				

## 【発送分: 梱包内訳】

エコメール	6,517件
角2封筒	911件
角2封筒 (マチ付き)	686件
ダンボール	3件
<b>計</b>	<b>8,117件</b>

納品先	件数	納品部数	梱包	送付状
A 機構地球環境基金部	1	1,731	ダンボール	
B 機構外部倉庫(ユース事業送付用5,000冊含)	1	6,000		
<b>合計(A+B+C)</b>	8,119	39,000		